

川間台自治会のご案内



【自主防災活動】



【環境活動】
(ごみ問題)

本案内書は、川間台自治会区域内に居住されている世帯および事業者の方を対象に、自治会員数の向上を目的として、自治会の概要を記載させて頂いています。

なお、自治会員は、一戸建てにお住いの方は1世帯1口の加入となりますが、アパート/事業者の方は、複数口での加入もご検討いただいています。

本案内書は、下記内容で構成されていますので、ご一読頂き、自治会への加入検討をお願いします。

- (1) 川間台自治会区域(地図)
- (2) 会員世帯数
- (3) 主な自治会活動内容
- (4) 自治会/自主防災会組織と運営
- (5) 会費
- (6) ごみステーションと資源集積所
- (7) 自主防災活動
- (8) 情報発信
- (9) 野田市からの自治会加入依頼文書
- (10) 会員加入登録用紙

(1) 川間台自治会区域(地図)

川間台自治会区域は、川間駅(南口)を中心に東西に細長い区域となっており、現時点では、10の班から構成されています。



区域を示す

(2) 会員世帯数

約200世帯で、10の班で構成されています。



(3) 主な自治会活動内容

自治会組織は任意団体ですので、強制的に加入を要請することは出来ませんが、組織目的は、生活している区域を安全・安心且つ清潔な街を作ることになっています。

この目的を達成する為には、区域の居住者の方に一人でも多く、加入して頂くとともに会員同士が気軽に声をかけあえる人間関係の構築が重要と考えています。

このような背景のもと、川間台自治会では、下記のような自治会活動を行っています。

開催時期	開催事業	開催内容
1月	新年会	神社参拝/簡単な会食
5月	環境美化活動	区域内の清掃
9月	敬老の日	満80歳以上の方に粗品贈呈
9月	防災訓練	
10月	秋祭り	
11月	環境美化活動	区域内の清掃
4回/年	防犯パトロール 不法投棄防止パトロール	
随時	班コミュニケーション	

また、自治会は、川間地区に所属していますので、地区の各種活動にも参加しています。

(4) 自治会/自主防災会組織と運営

①自治会組織

自治会組織の構成は、下表の通りです。

役職名	人数
自治会長	1
総務部長(副会長)	1
会計部長	1
文化部長	1
防犯部長	1
環境衛生部長	1
福祉厚生部長	1
班長	10

②自主防災組織

役職名	人数
会長	1
副会長	2

防災担当	10	※班長が兼務
------	----	--------

③運営

自治会運営は、毎月1回、上記①、②の役員が集まり、協議し、運営しています。特に、多くの会員の意見を聞くため、会員からの意見は、本会議で、班長さんから提起してもらうことになっています。

役員(班長以外)の選出は、2年毎に公募、班長は、班内のルール(順番制)で選出しています。

(5) 会費

自治会費 400円/月(4,800円/年)

※ごみステーション/資源集積所の利用は、当番制となっていますので、利用者の順番制を採用しています。但し、当番対応が困難な場合は、下記利用料を支払い、当番免除を行っています。

ごみステーションを利用する場合 ☞ 200円/月(2400円/年)

資源集積所を利用する場合 ☞ 100円/月(1200円/年)

(6) ごみステーションと資源集積所

ごみ(可燃/不燃)、資源の排出日は、下記の通りです。

①ごみステーション ☞ 可燃ゴミ(月・木曜日)/不燃ごみ(火曜日)

②資源集積所 ☞ 毎月第2土曜日

※いずれも排出時間は、8時30分までです。

※排出場所は、当該班長さんにお聞き下さい。

(7) 自主防災活動

川間台自治会では、万一の災害に対応すべく、自主防災会を組織しています。災害対応は行政主体となりますが、それを補完する為、下記のような活動を行っています。

・生活用水設備の設置

☞ インフラが止まった際、生活用水を生活用水設備で提供します。

・防災訓練

☞ 適宜、初期消火、安否確認、避難誘導、被災者支援、資機材点検等を行います。

☞ 自主防災会の詳細は、別途規約に準じます。

(8) 情報発信

自治会関連の情報(会員の趣味等含む)発信は、ホームページと回覧板で行っています。

①ホームページ

川間台自治会に関する情報は、下記ホームページから見られます。

URL : <https://kawamadai.babymilk.jp>

②回覧板

月2回、市報等行政文書とともに、「活動報告」を回付しています。

(9) 野田市からの自治会加入依頼文書

全国的に、自治会加入率は漸減傾向にあります。野田市(行政)も、自治会目的を達成する為、一人でも多くの人に参加してもらうよう尽力しています。

野田市の自治会に対する考え方を添付しておきますので、ご一読ください。

自治会への加入について(野田市の要望)

自治会は、近所同士の親睦や交流を通じて連帯感を培い、その地域で起こるさまざまな課題を解決するために組織された市民団体です。

自治会の設立や加入は任意で、強制されるものではありませんが、地域の絆をはぐくみ、地域で支えあう社会を作るためにひとりでも多くの世帯が加入していただくことが必要です。

大きな災害の備えとして

「遠くの親戚より近くの他人」ということわざをご存じでしょうか。いざという時は遠くにいる親戚よりも近くににいる他人の方が頼りになるという意味のことわざです。

親戚は血がつながっていても、遠く離れていて、会う機会も少ないとだんだん心の距離も遠くなっていくといえます。実際、日常生活の中で緊急事態の時には、他人であっても親しくしている人や近くににいる人の方が助けになることが多いですよね。つまり、日頃のご近所どうしの関係も大事にしてくださいという昔からの教訓です。

現在は、新型コロナウイルス感染拡大により、県をまたぐ移動に自粛要請が出されるなど、以前に比べて遠方の親類を頼ることが、より難しい状況になっています。

その一方で、全国各地で急な大雨による洪水が多発したり、地震については南関東域で30年以内にマグニチュード7クラスの震災発生確率が70パーセント程度と発表されるなど、自然災害ひとつをとっても、誰もがいつそうした災害に巻き込まれても不思議ではない状況になってきました。

「その時は、国や市町村が助けてくれるから、さほど心配はしていません。」と言う方もいます。もちろん、救助はあると思います。しかし、災害発生直後となると、国や市町村は災害の状況把握をしなくてはなりませんし、市町村の職員自身も被災しているなど、あなたが期待するほどすぐには救助体制を作れない可能性があります。

災害が発生した時に、あなたは家から出られない状況になっているかもしれません。極度の緊張から体調が悪化して動けない状態になっているかもしれません。眠っているなど、急な災害に気づくことができない状態かもしれません。しかし、すぐに逃げないと助からないかもしれない。

こうした状況では、近くに住む人との関係、自治会内のつながりを通じた関係がものをいいます。

「お隣のあの家族はもう避難したかな?」「お隣さんにも声をかけていこう」そんな、些細な気づきや声かけが命を救うことにつながります。

実際に市内では、台風19号で避難勧告が出た際、関宿の二川地区で風雨の音で防災スピーカーの音が聞きとれないという状況となり、自治会で同じ班の人が徒歩で会員の家を一軒一軒まわって避難のことを知らせたため、事なきを得たということがあります。

もし、日頃、自治会に入っていない、挨拶もしない、会話もない、顔すら良く知らない、近所とそんな関係だったら、あなたは声をかけられますか？あなたがそれを難しいと思うなら、相手もまた同様なのです。

生活圏での人脈づくりに

あなたがサラリーマンだとしたら、仕事をうまく回すため、日々、人脈づくりに努力されていたのではないのでしょうか。しかし、仕事上の人間関係は退職後しばらくすると、ほとんど使い物にならないと言われます。

それに対し、同じ地域に住宅を持ち、同じ生活環境や生活上の諸問題を共有する人たちとの関係づくりは、あなたの長い人生においてとても心強い人脈のひとつとなりえます。

また、単純に普段会話することのない人達(年代や職種が異なる人達)と幅広く交流し、新たな刺激を得ることにより、今のあなたの仕事に役立つ、思ってもみなかったようなアイデアが発見できるかもしれません。

自治会を有効活用しましょう

仕事をもっているなどで「多忙」という視点から見ると、確かに、自治会への加入やその活動はめんどろなものだと思われるかもしれません。

しかし、視点を変えてみると、あなたに役立つ知識や経験を提供してくれる場にもなります。有料のスポーツクラブなどに行く代わりに、自治会の防犯・防災活動に従事して汗を流す
有料のアトラクションで楽しむ代わりに、自治会が開催するイベントに参加する
交通費を負担して遠方のボランティアに行く代わりに、地元のためのボランティア活動に参加する
本を購入して日常生活の知恵を身につける代わりに、地元で先輩方に日常生活の知恵を教わる

もしあなたが、自治会活動をこのような視点から見ることができるなら、自治会への加入はプライスレスなメリットに満ちています。新型コロナの影響で遠出がしにくい今だからこそ、身近な場所で、将来の自分の為にもなる自治会に入ってみませんか？

市の自治会に対する補助制度

あなたの加入によって、市役所から自治会等に対して加入世帯数に応じて交付される「自治会長等報奨金」や、「自治会等交付金」の交付額が増えるため、自治会側にとってもメリットがあります。

自治会としても加入者が増えれば、防犯・防災など地域のコミュニティ活動によりお金をかけることができるため、結果的にあなたが住む地域の住みやすさの向上に繋がることが期待されます。

まずは、お住まいの地域の自治会長、またはご近所の方にお尋ねください。

お住まいの地域の自治会や連絡先が分からない場合は、市民生活課までお問い合わせください。お問い合わせの際は、住所と電話番号をお伺いします。住所をもとに自治会を確認し、自治会長に連絡をとります。その後、自治会長から直接、教えていただいた電話番号にご連絡させていただきます。なお、日中仕事をしている自治会長の場合等、状況によってはすぐに自治会長に連絡がとれない場合があります。そのため、折り返しのお電話にはお時間をいただく場合がありますので、予めご了承ください。

市内には自治会が組織されていない区域や、コミュニティ活動は行わず市報等の配布だけを行う団体(文書配布団体)が組織されている地域がありますが、これらに該当する場合も、その旨をお伝えさせていただきます。

(10) 会員加入登録用紙

次ページによる。

年 月 日

川間台自治会長 殿

会員加入登録用紙(一戸建て世帯用)

下記内容にて、川間台自治会に加入します。

記

(1)氏名 _____

(2)住所 _____

(3)電話番号 _____

(4)同居者

災害発生時の安否確認に利用させていただきますので、下表に記入願います。

氏名	性別	子供(*1)	生年月日(*2)

(*1)子供(成人ではない)の場合、子供欄に○印を記載して下さい。

(*2)80歳以上の方が同居されている場合は、敬老の日に粗品を贈呈させていただきますので、生年月日を記入願います。

(5)ご希望の方を○で囲んでください。

市報/行政文書の配布		回覧板の回付	
配布希望	配布を希望しない	回覧希望	回覧希望しない

以上

《班長記入欄》

班	
班長名	

※ 班長さんは、班長記入欄へ記入後、自治会長へ提出願います。

年 月 日

川間台自治会長 殿

会員加入登録用紙(アパート管理会社/事業者用)

下記内容にて、川間台自治会に加入します。

記

(1)アパート名または/会社名 _____

(2)住所 _____

(3)電話番号 _____

(4)加入口数

居住者数/従業員数等を考慮し、加入口数を記入願います。

加入口数	口
------	---

(4)ご希望の方を○で囲んでください。

市報/行政文書の配布	
配布希望	配布を希望しない
希望の場合の配布部数	部

(注)配布部数の上限は、加入口数となります。

回覧板の回付	
回覧希望	回覧希望しない

(注)回覧板は、閲覧後、速やかに次の人に回付することが条件になります。

(注)アパートの場合、回覧資料を1部、アパート管理会社へお届けします。

以上

《班長記入欄》

班	
班長名	

※ 班長さんは、班長記入欄へ記入後、自治会長へ提出願います。